

(様式 1-3)

飯館村定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

令和 6 年 7 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	飯館村村有施設遊具更新事業	事業番号	A-1-1
交付団体	飯館村	事業実施主体	飯館村		
総交付対象事業費	28,189 (千円)	全体事業費	28,189 (千円)		
事業概要					
○事業の概要					
<p>飯館村特定復興再生拠点復興再生計画に基づき、令和 5 年 5 月 1 日付けで避難指示解除となった長泥コミュニティセンター敷地内に遊具を設置することにより、子ども達が遊ぶ環境を整え、子育て世帯の帰還と定住の促進を図る。</p> <p>飯館村地域防災センター(旧飯樋小学校)内にある既存の遊具(複合遊具 2 基、スプリング遊具 2 基)を撤去し、長泥コミュニティセンター敷地に再設置する。</p> <p>なお、避難の長期化に伴い飯館村地域防災センター(旧飯樋小学校)内の遊具の適切な管理ができなかったため、劣化し使用に耐えない状態であり、遊具の安全性が担保できないことから、旧遊具は撤去・廃棄の上、新たな遊具を移設し設置することとする。</p>					
○定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性(実施要綱第 4 の 4 の一)					
<p>※復興・まちづくり計画の該当箇所を添付してください。</p> <p>いいたて までのな復興計画(第 5 版)では、子どもたちの学びの環境の一層の充実を図ること、子どもたちの健康管理と体力向上を図ること、子どもの健康を重視し、学校や学校外の保健・医療機関などが協力すること、学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動等に指導者を配置すること、運動の場を確保し、健康の増進につなげることなどを位置づけており、本事業との整合がとれている。</p>					
■いいたて までのな復興計画(第 5 版)(平成 27 年 6 月 17 日策定)					
第 1 部 本編					
3. 当面の取り組み施策・事業					
(1) 教育					
○村の当面の主な実施施策(部会提案を受けて)					
1. 子どもたちの学びの環境の一層の充実を図ります					
・子どもたちの健康管理と体力向上を図ります					
3. 避難指示解除時の帰村状況を踏まえ、学校のあり方について今後検討します					
・子どもが安心して体を動かせる場所として、屋内運動施設の整備等について検討します					
第 2 部 村民部会の検討内容と施策提案					
1. 重点 4 分野での取り組み推進					
(1) 教育部会					
○求められる対応策					
◇教育環境・教育内容等					
・大きな遊び場を整備・確保する					
・地域人材を活用しながらスポーツ教室を開催する					
○施策提案					
・子どもの健康管理と体力の向上					

学校におけるクラブ・部活動や社会教育としてのスポーツ活動に指導者を配置するとともに、外部施設（体育館や運動場等）を借用するなどして運動の場を確保し、健康の増進につなげる

- ・高齢者、子ども、保護者、村民が交流できる定期的なイベントの実施
- ・村民によるスポーツ・文化クラブ・サークル活動を支援する

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

【共通】

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

本村の震災前（平成23年2月末日）の住民基本台帳登録人口（以下「住基人口」という。）は、6,509人（外国人を除く。）であったが、平成29年3月31日の避難指示解除後の帰村宣言を踏まえ、平成30年11月末日の住基人口は5,714人に減少、令和6年4月1日現在では更に4,608人まで減少している。

原子力発電所事故後（平成24年4月1日）から現在（令和6年4月30日）までに減少した人口のうち、40歳代までが全体の82%超を占め、流出の比率が高くなっている。

また、住民意向調査（平成29年3月）によれば、「戻りたいと考えている」と回答した割合は33.5%であり、とくに40歳代までの世帯は19.0%であり、今後の地域のコミュニティの形成及び労働力不足に伴う村内経済活動の減退に大きな懸念が生じている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

当村では、幼小中の接続教育を行うため飯館中学校を改修と併せて敷地内に認定こども園を整備し、平成30年4月より、小学校、中学校を再開、認定こども園も開所した。

令和2年4月には、被災12市町村では初となる小学校、中学校の9年間を一貫で教育する義務教育学校「いいたて希望の里学園」として開校している。

また、飯館中学校に隣接している飯館村スポーツ公園は平成30年8月に供用を開始している。

この度の原子力災害による避難では、震災前に日常的であった運動機会を十分に得られない子ども達が増加しており、子育て世帯の帰還促進を進めるために、長泥地区に子ども達が安心・安全に利用でき、遊び楽しみながら運動ができる遊具を整備し、運動習慣の定着を図り、運動不足の解消、体力増強と肥満児童減少を図る必要がある。

認定こども園の開園及び小中学校が平成30年4月より再開したことにより、村内に帰還し、子どもを通園・通学させる世帯もあり、子育て世帯から、帰還する条件として、村内で子どもが日常的に安心・安全に遊び・運動できる場の確保・整備の要望も増えてきているところである。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

〈子どもの肥満傾向について〉

小学1年生から中学3年生を対象とした健康診断の結果、「肥満」と診断された児童の割合は、13.6%（平成24年度）から19.2%（令和5年度）となっており、長期に渡る避難生活により肥満児童が増加している。

〈子どもの運動能力の低下について〉

小学校6年生を対象とした新体力テストの総合点は、男子は63.3点（平成21年度）から53.17点（令和5年度）、女子は63.5点（平成21年度）から59.00点（令和5年度）となっており、震災前と比較して男女ともに運動能力が低下している。避難による運動機会の減少が子どもたちの体力低下などに顕著な影響を与えており、帰村する子どもの成育環境を整備する必要がある。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

村内のスポーツ拠点である飯館村スポーツ公園（平成30年8月）及び深谷地区多目的交流広場（令和2年8月）が全面供用開始したことにより、村内での運動機会の確保に寄与している。

一方、帰還困難区域に指定された長泥地区は、令和5年5月に一部を除き避難指示が解除されたところであるが、除染が完了した状況であるとはいえ、震災前と同様に屋外のどこでも自由に遊び運動させることに対し不安を抱えており、避難指示の長期化により、帰村意欲が薄れることが危惧される子育て世帯の帰村促進に向けては、子ども達が安心・安全に遊び・運動できる遊具の整備は急務である。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二①）

避難指示の長期化により、旧飯樋小学校の遊具は損傷が激しく危険であるため使用ができない状況にある。また、現在は飯館村地域防災センターとして活用しているため、小学校に通う子ども達のために整備した既存の遊具の役割を果たしていないため、長泥地区住民のコミュニティ形成の拠点となる長泥コミュニティセンターへ遊具を移設することにより、子ども達が遊び・運動できる環境を確保する。

○施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

長泥コミュニティセンターについては、一人でも多くの住民が帰村できるよう、コミュニティ形成の拠点として整備した施設であり、子ども達が遊び・運動できる環境を整えることにより、避難指示の長期化によって、帰村意欲が薄れることが危惧される子育て世帯の帰村促進に寄与するものである。

長泥コミュニティセンターは遊具を設置できる面積が限られるため、旧飯樋小学校にある既存遊具の全てを更新し移設するのではなく、必要最低となるため維持管理や運営に必要な予算を縮減が可能である。

○利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二②）

遊具を整備予定の長泥地区は村内では唯一の国道である399号線が縦断し、近隣には休憩所がないため長泥コミュニティセンターに設置されている公衆トイレは多くの村民等に使用されている。

また、長泥コミュニティセンターは集会や交流ため多くの住民が集う施設であることから、より多くの子ども達の利用が期待できる。

なお、当該多目的交流広場整備については、村ホームページや広報誌等に掲載するほか、小中学校及び認定こども園等でも情報を発信することで、広く周知・広報する。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二③）

長泥コミュニティセンターは、地域の集会や交流に活用されており、子どもと共に参加できる交流イベントの開催等を通して誰もが遊び・運動を楽しむことができる場開かれた広場とすることにより、利用者の利便性を高め、利用者の運動機会の向上に取り組むものである。

【共通】

○事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。

未就学児については、乳幼児定期検診等において、身体的及び運動社会的な発育状況の検証を行う。

更に、施設等利用者には、適宜アンケートを実施し、施設等運営管理の指標とする。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	